

活動成果報告書

令和3年度（第25回）「チヨダ地域保健推進賞」

活動テーマ

若狭地区禁煙支援協議会における禁煙支援の取組み

グループ名称・氏名(グループの場合は代表者名)

若狭地区 禁煙支援協議会

代表者：四方 啓裕

勤務先：福井県若狭健康福祉センター

所 属：地域保健課

所在地：〒917-0073

福井県小浜市四谷町3-10

TEL：0770-52-1300

FAX：0770-52-1058

啓発ポスター

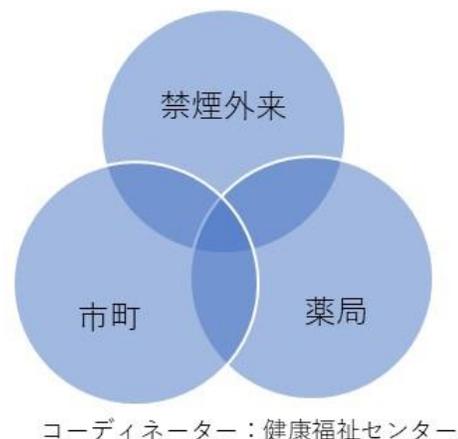
◇活動方針

福井県若狭管内（小浜市、高浜町、おおい町、若狭町（旧上中町））では、喫煙中で禁煙治療/相談を希望する者（以下、禁煙希望者）を禁煙外来や薬局が行う禁煙相談につなぎ、確実に禁煙治療を完了させることを目的に、市町や医師会の協力を得て、紹介状（独自様式）を用いた禁煙サポートを令和元年11月から行っています。

令和2年度からは多職種が重層的に禁煙治療者・禁煙希望者をサポートするために医療機関・歯科医院、薬局、市町の3機関に当センターがコーディネーターとなる、「若狭地区禁煙支援協議会」（以下、当協議会）として禁煙希望者をサポートする体制整備を進めています。（図1参照）

この体制は、禁煙治療を行う医療機関だけでなく、薬局や市町（保健師）が各々の職域の特性を生かし、禁煙に躊躇する喫煙者への行動変容の促しや、地域全体でタバコのない環境の醸成につながることを期待できます。

（図1）若狭地区禁煙支援協議会の体制



活動成果報告書

◇活動内容とその成果

1. 活動内容

市町の特定健診や保健指導中に禁煙希望者がいた場合、市町保健師は禁煙希望者に紹介状（当協議会作成様式）を医療機関・薬局に持参させます。

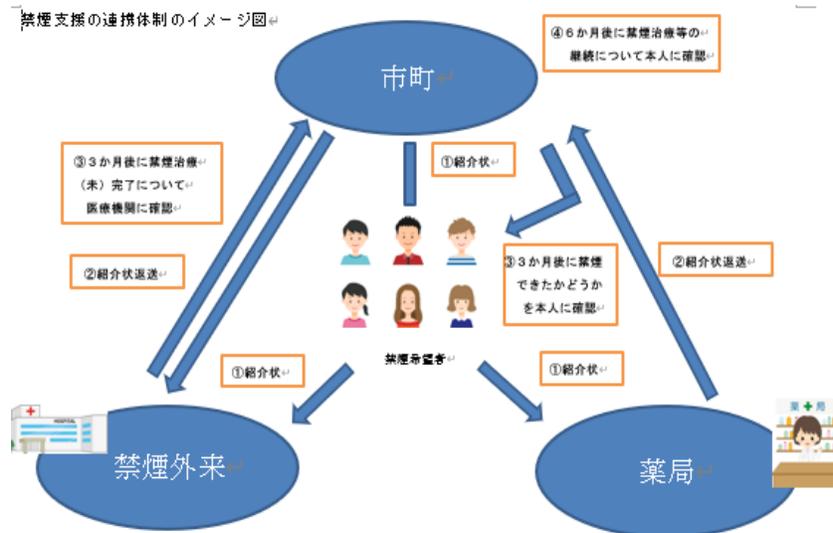
紹介状を受け取った禁煙外来や薬局は紹介状の半紙を市町に返送して、禁煙治療が開始したことを市町と共有します。

その後、市町保健師は禁煙治療の（未）完了の状況について禁煙外来を利用した場合は医療機関に確認し、薬局で禁煙相談をした場合は禁煙希望者本人に確認します。更に、禁煙治療開始から3か月時と6か月時に禁煙希望者に電話等によるサポートを行うこととしています。（図2参照）

2. 成果

令和3年4月時点で当事業に沿って禁煙希望者2名が禁煙外来で禁煙治療を開始しました。そのうち1名は禁煙治療中に喫煙を再開し、もう1名は禁煙治療を完了しましたが、その後喫煙を再開している状況です。

（図2）禁煙支援の連携体制のイメージ図



◇今後の計画

これまでの実績を踏まえ、①禁煙希望者を拾い上げる機会を増やす②禁煙治療を中断しないための支援体制③中断者への支援を検討しました。今後、多機関での禁煙サポートを充実させていくとともに、未成年の喫煙習慣を未然に防ぐ取組みを推進します。

①禁煙希望者を拾い上げる機会を増やす

特定健診・特定保健指導の機会に限らず、労働安全協会が開催する労働安全講習会等で管内事業所約100事業所向けにたばこの害や禁煙によるメリットをPRしたチラシの作成・配布を行います。また、ポスターを作成して医療機関・歯科医院での掲示やSNS等を用いて禁煙治療に関する情報を様々な機会に発信して、喫煙者が禁煙に関心を持ったタイミングに禁煙治療の存在を思い出す醸成づくりを行います。

活動成果報告書

②禁煙治療が中断しないための支援体制の検討

多機関が禁煙支援に携わる体制づくりとして、調剤や処方を受けた薬局が「禁煙サポートマニュアル」（当協議会作成）を用いて薬剤師が禁煙希望者に声掛けやサポートを行います。また、市町保健師からの声掛けの頻度を2回から3回に増やします。（声掛けの時期：紹介状の返送を受け取った時（禁断症状が発症しやすい時期）、治療開始から12週間後および24週間後）（図3参照）

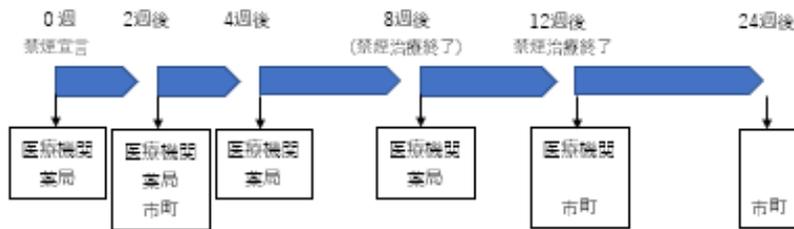
更に、「禁煙手帳」（図4 当協議会作成）で禁煙希望者の服薬状況、禁煙治療に係る本人の思い、医療機関・薬局等が本人に助言したことを共有していきます。

医療機関や薬局が禁煙治療や禁煙相談者が来たことを「紹介状」（当協議会作成様式）で市町に逆紹介して情報共有し、禁煙希望者が当事業に沿ってもれなく声掛けができる体制づくりを行います。

③禁煙治療中断者への支援

禁煙治療/相談に携わる者が、治療中断した禁煙希望者にネガティブな印象を持たず、いつでも禁煙治療を再開できることや、中断したことを非難しないことを念頭に置いた対応が必要であることを普及啓発します。

（図3）禁煙治療と支援体制



（図4）禁煙手帳（A5サイズ）



◇最後に

住民に対して当事業の認知度を高めて、実績を積み重ねていけるように禁煙支援協議会を中心に若狭地域一体となって取り組んでいきます。